

質 問

工賃補助支給対象者に神戸市以外（明石市、西宮市等）にお住まいの方がおられるのですが、お住まいの市から、その方に工賃補助金が個人に振り込まれる（予定含む）こととなっています。その場合の取扱いについて、ご教授ください。

回 答

神戸市就労継続支援B型事業所利用者支援事業「申請の手引き」にて、

5 補助対象経費

補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、生産活動に係る事業の収益のうち生産活動に係る事業に必要な経費（工賃を除く）を控除した額に相当する金額を前年同月と比較した額の減少額。

ただし、対象経費のうち、国又は地方公共団体等から本補助金と同様の目的（利用者の工賃減少相当額を直接的に支援する）で他の補助金等の交付を受けている事業所については、その補助金額については補助対象から控除します。

と定めており、

補助金額を算出する際は、【参考様式1】において工賃支払対象者全員分（神戸市以外の支給決定者含む）の実人数で就労支援事業活動増減差額（ $D = B - C$ ）を算出のうえ、【参考様式2-1～5】の国又は地方公共団体等から本補助金と同様の目的（利用者に工賃支援する）で他の補助金等の交付を受けている額を控除したうえで、補助申請いただくこととなります。

※補助申請の際は、その他必要書類とあわせて、本補助金と同様の目的（利用者に工賃支援する）で他の補助金等の交付を受けている（又は申請している）ことが確認できる書類（補助申請書（写）及び補助決定通知書（写））を添付ください。

※上記において申請時点で、他の補助金等の補助決定通知書を未受理である場合は、実績報告時に他の補助金等の補助決定通知書（写）を添付ください。

なお、本補助金を各利用者へ支給する際に、他の自治体から補助を受けている利用者（予定含む）については二重受給とならないようご注意ください。

※補助対象期間が異なるなどのケースで二重受給についての判断がつかない場合は、個別に質問票にて神戸市へ相談すること

※事務処理にあたっては、下記の具体例を参考としてください。

<以下、事務処理の具体例>

利用者4名が●●市から本補助金と同様の目的（利用者に工賃支援する）で補助金計 200,000 円を受給している（予定含む）場合について

【参考様式2-1～5】（6 補助金交付額 以下抜粋）

6 補助金交付額		4～6月計	600,000	円	7～9月計	600,000	円
国又は地方公共団体からの補助金							
		項目	金額				
		●●市就労系障害福祉サービス事業所工賃等給付支援事業補助金（計4名分）	200,000	円			
				円			
				円			
		計	200,000	円			
		控除後補助額	1,000,000	円			

対象自治体の補助金名称及び対象人数を記入すること

上記のとおり、補助金額を算出するにあたり【参考様式2-1～5】において控除前の補助金額 1,200,000 円（4～6月分 600,000 円＋7月～9月分 600,000 円）から補助金として受け取っている（又は受け取る予定）計 200,000 円を控除し、1,000,000 円の補助申請を行ってください。

※補助申請の際は、その他必要書類とあわせて●●市補助事業の補助申請書（写）及び補助決定通知書（写）を添付ください。

※上記において申請時点で、●●市からの補助決定通知書を未受理である場合は、本市補助事業の実績報告時に●●市からの補助決定通知書（写）を添付ください。

なお、各利用者に補助金を支給する際は、4名については二重受給とにならないようご注意ください。